

平成 29 年度に新規実施（または拡充）予定の事業

事業名	学生向け ビジネスプラン作成セミナー（新規）
-----	------------------------

【実施時期】

年2回（1回につき3日間・全13時間）

第1回：8月～9月の平日 / 第2回：11月中旬の土日

【新規実施（拡充）する内容】

《対象者》

大学生（定員20名/回）、市内で事業を営む事業者（定員4件/回）

《内 容》

事業者が自身の事業課題を提示し、学生と事業者がグループになって、課題を解決するビジネスプランを作成する。学生に対して、①ビジネスプランの作成方法を学ぶ、②実際の事業の中で生じる課題を知る、③事業者と交流する機会を提供することを目的とする。

1日目	（午前）ビジネスプランの基礎知識（講義）、 （午後）課題の提示、グループ分け、アイデア出し
2日目	（終日）ビジネスプランの作成
3日目	（午後）ビジネスプランの発表、講評

【目標】

目標参加者数（学生）30人。うち3割（9人）が創業実現または創業に向けた次のステップ（専門家の面談等）に進むことを目指す。

【課題】

- ・セミナー講師はどのような専門分野の方が適しているか。
- ・セミナーの趣旨に合った課題を持つ事業者が見つかるか。
- ・受講後のフォローアップ策の検討が必要（専門家面談やセミナーの案内等）。

平成 29 年度に新規実施（または拡充）予定の事業

事業名	女性向け 起業へのステップアップセミナー（新規）
-----	--------------------------

【実施時期】

10～11 月

6日間・全 24 時間のコースを実施

【新規実施（拡充）する内容】

《対象者》

起業に興味がある、または起業をしたいと思っている女性（20 名）

《内 容》

ファーストステップセミナーの発展編として、会計の基礎や事業プランの作成など、起業に向けた実践的な知識を学ぶセミナーを実施する。また、希望者が専門家の個別相談を受けられる時間を設ける。

【目標】

実施回数 1 回／年

定員 20 人のうち、1 割（2 人）について 1 年以内の創業実現を目指す。

【課題】

- 効果的な実施時期の検討（参加しやすい時期、他セミナーとの兼ね合い等）
- 講師の選定
- 創業の実現に向けた支援

平成 29 年度に新規実施（または拡充）予定の事業

事業名	農商連携交流会（新規）
-----	-------------

【実施時期】

3回／年（8月・11月・2月）、平日 14：00～16：00 頃で検討中

【新規実施（拡充）する内容】

《対象者》

- ・新たな販路を求めている農業者 6名程度／回
- ・地元農産物の利用意向のある飲食店経営者等 6名程度／回

《内 容》

農業者と商業者（飲食店）の出会いの場として交流会を実施する。

交流会では、少人数のグループに分かれて各参加者が自身の PR を行い、農業者が作っている（作ることができる）もの・飲食店が求めているものを互いに知り合うことで、地元産農産物の取引が生まれるきっかけとする。

【目標】

- 平成 29 年度
農業者と飲食店等が繋がり、個々に農産物の取引が生まれることを目指す。
- 平成 30 年度以降
交流会の中でニーズを吸い上げ、農商連携を根付かせる仕組みを検討する。
（例）・茨木産農産物を扱う飲食店・提供する農業者の紹介（チラシ作成等）
・茨木産マルシェの開催（直売、カフェ等） など

【課題】

- ・新たな販路を求めている農業者が見つかるか。

平成 29 年度に新規実施（または拡充）予定の事業

事業名	中小企業人材育成支援（拡充）
-----	----------------

【実施時期】

平成 29 年 4 月 1 日から

【新規実施（拡充）する内容】

市内中小企業の役員・従業員が受講する研修の受講料の 2 分の 1（上限 10 万円）を補助する事業。平成 29 年度から、補助対象となる研修に「海外展開支援機関（※）が行う研修」を追加する。

※ 中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構（JETRO）等

《参考》 現在対象としている研修 … ①～⑤の機関が実施するもの

- ① （独）中小企業基盤整備機構 中小企業大学校
- ② （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発促進センター
- ③ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発大学校
- ④ 大阪府立高等職業技術専門学校
- ⑤ 大学、大学院、短期大学（平成 28 年 7 月から拡充）

【目標】

利用件数 6 件／年

【期待される効果】

- ・ 貿易実務や海外商取引に係る法律などの基礎知識の習得することにより、海外ビジネス展開に必要な「人材の育成」や「海外販路開拓に取り組む市内事業者の増加、売上げの拡大」などを期待しているところである。

企業

働きやすい職場づくりへの取組（例）

- ① **トップが働きやすい職場づくりのメッセージを発信**
- ② **ワーク・ライフ・バランス推進**
 - ・有給休暇取得促進の取組
 - ・時間外労働時間の削減に向けた取組 など
- ③ **両立支援**
 - ・フレックスタイムなど子育てしやすい就業制度の導入
 - ・社内での啓発セミナー実施や、会社から社員を啓発セミナーに参加させる など
- ④ **女性活躍と環境整備**
 - ・女性管理職の割合が30%以上である
 - ・ハラスメント研修を実施している など

申請



認定



市

認定基準作成 左記の働きやすい職場づくりへの取組
①～④各分野最低1項目必須とする

取組内容の確認・認定

認定企業への優遇（案）

- ・認定証を交付
 - ・市ホームページ、セミナー等で認定企業を紹介
 - ・市主催就職イベントへの優先出展を認める
 - ・市内大学へ認定企業をPR など
- ※総合評価に参加する市内企業が〇社であることから、入札等への反映は今後の検討課題
※認定制度を実施後、より積極的に取組んだ事業所に対する表彰制度を検討する。

認定期間 約2年（認定の翌々年度末まで）

取組や認定のメリット

企業 企業イメージの向上、宣伝効果アップ
優秀な人材確保 など

従業員 ワーク・ライフ・バランスの実現

「働きやすい職場づくり」の取組が
市内事業所へ広がる

市内事業所・従業員の活性化で、
活力あるまちづくりへ